

■要求水準書【運営・維持管理業務編】に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
291	5	第1章	第2節	11 (3)	急病等への対応	「事業者は、AEDを3カ所(熱回収施設・リサイクル施設・管理棟の各施設1カ所)以上設置すること。」とありますが、入札説明書4ページ(7)イ②において、管理棟の運営・維持管理業務は、貴組合が行う事業範囲に含まれております。したがって、本AEDの維持管理については、貴組合により実施されるものと考えて宜しいでしょうか。	リサイクルプラザ機能を含む管理棟のAEDは、本組合が設置し管理します。
292	8	第1章	第3節	4 (2) (2)	運営・維持管理業務の引継ぎに関する条件	「引継ぎに係る運転指導は、本業務期間中に実施することとし、…」とありますが、「本業務期間中」を「本事業期間中」と読み替えてもよろしいでしょうか。(運転指導は本事業期間内に行うことを確認させて下さい。) 「5)運転指導者は、炉稼動中は24時間施設に常駐」とありますが、運転指導者が緊急時等に24時間対応できる体制をとると解釈でよろしいでしょうか。	引継にかかる運転指導は、事業期間内です。事業期間終了後に速やかに適切な運転が行えるように、必要な運転指導を計画してください。また、運転指導者の体制は、要求水準書に示すとおりとします。
293	8	第1章	第3節	4 (3)	その他	本事業終了時における引渡しの詳細条件について、事業が終了する5年前までに協議により決定するとありますが、事業提案時において引渡しリスクを過大に見積もることになります。引渡しの詳細条件について現時点でご提示いただけないでしょうか。	(3)における詳細条件とは、引渡時に提出を求め書類やその提出期限を想定しておりますが、リスクの考え方を含め事業者の提案とします。
294	10	第2章	6		焼却残渣に関する基準	「また、セメント原料化が不可能となった場合…」とありますが、この場合も主灰・飛灰の場外運搬は貴組合所掌と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、セメント原料化が不可能となった場合に、本施設内で行う飛灰の薬剤処理にかかる費用は、事業者負担とします。
295	13	第4章	2	(2)	クリーンセンター内の最終処分場への受付・受入管理	最終処分場へ搬入する廃棄物の搬入基準をご提示願います。	No.5に示すとおりです。
296	13	第4章	2	(2) (2)	クリーンセンター内の最終処分場への受付・受入管理	最終処分場の管理は貴組合の所掌と理解しておりますが、最終処分場の開錠は、監視カメラによる確認を前提として、遠隔操作によるものと考えてよろしいでしょうか。また、最終処分場への搬入車の案内は、案内図を渡すことによる対応としてもよろしいでしょうか。	最終処分場の開錠は、その都度手動にて開錠・施錠するものとします。また、搬入車の案内は、事業者が最終処分場まで同行し案内するものとします。
297	14	第4章	2	(5)	料金徴収	本施設に直接搬入ごみを搬入しようとするものから、組合様に代わり料金を徴収することとありますが、料金を徴収するにあたり、別途料金徴収業務代行許可申請等が必要となるかご教示願います。	不要です。
298	14	第4章	2	(5) (3)	料金徴収	「後納料金については、その搬入記録を管理し、請求額に誤りがないように組合の示す方法により報告すること」とありますが、後納業者の料金徴収につきましては、貴組合にて対応願えないでしょうか。 支払における滞納等における問題が発生する要因が懸念されることから、貴組合の範囲とさせて頂けないでしょうか。	後納業者の料金徴収については、その事業者を特定し、搬入量を管理し、組合にデータとして送付していただきます。後納料金については、滞納分を含め組合が行います。
299	14	第4章	2	(6)	受付時間	午前8時から午後4時30分までとありますが、昼間の受付停止時間はあるのでしょうか。また、年末は受付時間の延長などあるのでしょうか。	昼間の受付停止時間はありません。また、年末受付の延長はありません。
300	14	第4章	2	(6)	受付時間	「②受付時間外についても…受付業務を行うこととする。」とありますが、「表2 受付時間」の受付時間が定期的に変更される場合の追加費用については、貴組合にご負担頂けるものと理解してよろしいでしょうか。 「※受付時間については、地元協議の結果により変更になる場合がある。」とありますが、本項についても同様の考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
301	14	第4章	2	(6)	受付時間	表2に「(祝日を含む)月曜日から土曜日までの午前8時から午後4時30分まで。」とありますが、昼食休憩等(例えば12時から13時の間の休憩)の間も受入を行うものと理解してよろしいでしょうか。	No.299に示すとおりです。
302	14	第4章	2	(6)	受付時間	最終処分場の受付時間も表2と同様と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
303	15	第5章	2	(1)	年間運転計画	搬入予定では、リサイクルセンターは土曜日に受入れすることとなっていますが、年間稼働日数は250日/年以上となっています。この場合、リサイクルセンターは土曜日も休館と思われまます。これは、施設の運転は停止しているが、受入だけは行うということでしょうか。	ご理解のとおりです。
304	15	第5章	2	(1)	年間運転計画	熱回収施設の年間運転日数として各炉280日以上確保することのご指示ですが、1炉あたり64t/日で処理した場合、年間処理量32,535tに対して年間運転日数は約255日となりますので、本項の記述は「設備の能力として年間280日以上の運転が可能であること」と理解してよろしいでしょうか。 また、物質収支や用役収支、および変動費等の算出においては、年間32,535tを処理することを前提とし、焼却負荷(1日あたり処理量)および各炉の年間運転日数については事業者提案とさせていただきます。よろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
305	15	第5章	4	(1)	安定稼働試験	リサイクル施設の90日以上の安定稼働試験は、年間運転計画の中で休館日は含まずに90日以上の運転を行うことと理解してよろしいでしょうか？例えば、土日を休館日とすると5日/週が運転日数となり、18週間で安定稼働試験を行うこととよろしいでしょうか。	引き渡し後、実運転員の作業計画日にて90日以上とします。
306	15	第5章	4	(1)	安定稼働試験	「熱回収施設の各炉90日以上、リサイクル施設90日以上の安定稼働」とは、それぞれ、ごみ処理施設性能指針「IVごみ焼却施設 1.性能に関する事項(3)安定稼働」及び「VIごみ破碎選別施設 1.性能に関する事項(4)安定稼働」を指すものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
307	15	第5章	4	(1)	安定稼働試験	稼働試験途中で、事業者の責めに因らない事由により試験が中断した場合(不可抗力・ごみ性状によるトラブル等)、当該中断期間は安定稼働の実証対象には含まないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
308	16	第5章	6	(6)	搬入管理	組合様が実施されるプラントホーム内での搬入検査の実施頻度について予定があればご教授願います。	年間6回程度とします。
309	16	第5章	7	(5)	場内運搬	「事業者は、熱回収施設、リサイクル施設から発生した最終処分物(不適合物等)を、最終処分場まで運搬すること。」とありますが、適正な事業費用算出のため、現状における最終処分物(不適合物等)の発生量実績をご教示願います。	事業者提案とします。
310	16	第5章	7	(5)	場内運搬	「事業者は、熱回収施設、リサイクル施設から発生した最終処分物(不適合物等)を、最終処分場まで運搬すること。」とありますが、運搬業務を専門業者に委託することは可能でしょうか。(地元企業活性化の効果が期待できます。)	再委託の条項に抵触しない範囲において、事業者提案とします。
311	17	第5章	8	(3)	リサイクル施設における前処理作業	「事業者は、選別した修理不可能なもの、不適合物、資源物等を・・・本施設用地内の保管場所まで運搬し保管すること。」とありますが、要求水準書第二編第5章7(5)には「最終処分物(不適合物等)を最終処分場まで運搬すること」とあります。本項で運搬・保管対象とされている不適合物と、要求水準書第二編第5章7(5)の運搬対象とされている最終処分物(不適合物等)の違いをご教示願います。	本項に示す不適合物は、前処理作業段階で発生した不適合物のみ、要求水準書第二編第5章7(5)に示す不適合物は、熱回収施設、リサイクル施設における一連の処理工程を経て発生する不適合物です。
312	17	第5章	9	(3)	適正処理	「事業者は・・・純度・回収率を満たすよう必要な処理を行うこと。」とありますが、純度・回収率は搬入されるごみの分別状況・搬入形態に左右されるものであり、事業者の善管注意義務をもってしても完全に履行することは非常に困難です。つきましては、事業者の責めに帰さない事由による純度・回収率未達の場合、事業者は免責されるものとして頂けませんでしょうか。	協議とします。
313	17	第5章	10	(1)	搬出物の保管及び積込	「事業者は・・・積込作業を行うこと。」とありますが、「要求水準書 第一編第1章第2節3(2)及び同第1章第3節3(2)」にお示し頂いた規格の搬出車両に積み込むものと理解して宜しいでしょうか。	ただし、積込み時における運搬車両における破損は事業者負担とします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
314	17	第5章	10	(1)	搬出物の保管及び積込	「事業者は・・・積込作業を行うこと。」とありますが、搬出車両は平日(祝日除く)の日勤時間帯(8:00～16:30等)に来場するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
315	20	第6章	5	(4)	補修・更新計画の作成	点検・検査結果によって毎年度補修・更新計画を更新するとありますが、当初作成した補修費用の範囲での業務実施という理解でよろしいでしょうか。	本組合の責めによらない事態による費用の増額は事業者負担とします。
316	22	第6章	10	(4)	長寿命化計画の作成及び実施	「事業者が・・・第三者機関の照査を受け・・・」とありますが、照査に要する費用は貴組合負担と理解してよろしいでしょうか。 (事業者負担をお考えの場合は、各応募者の見積り条件の公平性を確保するため、照査費用を設定願います。)	ご理解のとおりです。
317	23	第7章			環境管理業務	事後アセスの調査範囲、項目等ご教示願います。	事後アセスの内容は、今後に予定されている評価書の縦覧時に示す予測評価内容について、比較検証することを想定していることから、調査範囲や項目は予測評価時と同様となります。
318	23	第7章	1		環境保全基準	環境保全基準＝自主管理基準との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
319	23	第7章	1		環境保全基準	「環境保全基準」とは、様式16-2の「自主管理基準値」と同じものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
320	26	第9章	1	(1)	啓発業務の補助	啓発業務について、年間の実施予定回数および既存施設での実施状況をお示ください。	年間の実施予定回数は、30回程度とします。
321	26	第9章	1	(4)	啓発業務の補助	「啓発業務の補助は、本組合が指示する日程または日時に実施すること。」とありますが、日程・日時は事前に事業者側へ通知頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
322	27	第9章	5	(2)	来場者対応	「事業者は・・・ヘルメット・インカム・安全帯等・・・用意すること」とありますが、各応募者の見積り条件の公平性確保のため、必要数量をご指定願います。	工場棟内への視察者数は、1回最大20名とします。
323	27	第9章	5	(2)	来場者対応	「行政視察者、その他工場等を視察する来場者向けに、ヘルメット、インカム、安全帯等の必要な設備を用意すること」と有りますが、行政視察者、その他工場等を視察する来場者の一回の想定人数および頻度をご教示願います。	行政視察者、その他工場等を視察する来場者の一回の想定人数は、No.322に示すとおりです。また、頻度は年10回程度とします。
324	27	第9章	7		本組合職員向け研修の実施	研修を実施する際、資格申請など費用が発生する場合、ご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	研修実施のため、必要となる資格申請にかかる費用は、事業者負担とします。
325	27	第9章	7	(1)	本組合職員向け研修の実施	「事業者は、運営期間中に本組合職員が・・・、各種研修を実施すること。」とありますが、貴組合職員に係る費用は、貴組合にてご負担頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	研修実施にあたり必要となる、旅費、交通費は本組合が負担します。